

---

プロジェクト      **ASAF 対応**

項目                **保険契約**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2014 年 6 月にロンドンで開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議のアジェンダ・ペーパーの概要を説明した上で、5 月 19 日に開催された保険契約専門委員会でいただいた意見を踏まえて作成した ASAF 会議におけるコメントの方向性 (案) を紹介することを目的としている。
2. ASAF 会議では、国際会計基準審議会 (IASB) から保険契約プロジェクトの現況及び今後の予定が説明された上で、有配当契約に関する個別の論点に対する ASAF 会議メンバーの見解について照会される予定である。なお、有配当契約に関する議論においては、ASAF 会議向けに作成されたスライド資料が示されているほか、2014 年 5 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパーが参考資料とされている。
3. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

## II. ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーの概要

4. ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーは、「保険契約プロジェクトの現況及び今後の予定」と「有配当契約に関するスタッフの分析及び ASAF 会議メンバーへの質問」で構成されている。

### (保険契約プロジェクトの現況及び今後の予定)

#### (保険契約プロジェクトの現況)

5. IASB は、2013 年 6 月 20 日に改訂 ED を公表し、194 通のコメント・レターが提出された。これを受けて、2014 年 1 月の IASB 会議 (FASB の合同会議) では、スタッフがこれらのコメント・レターの分析等の要約を報告し、議論が行われた。
6. 2014 年 3 月の IASB 会議では、契約上のサービス・マージン (CSM) のアンロックと割引率変動の影響の OCI 表示に関する議論が行われ、次の内容が暫定決定された。

論点	暫定決定
CSM のアンロック	将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変動は、CSM で調整する（改訂 ED と同様）。
	将来のサービスに関するリスク調整の見積りの変動は、CSM で調整する。
	損失を過去に純損益へ認識した後に生じた有利な見積りの変更は、将来におけるカバー及び他のサービスに関連する損失を戻し入れる範囲で純損益に認識する。
割引率変動の影響の OCI 表示	企業は、割引率変動の影響を純損益又は OCI のどちらかに表示するかを会計方針として選択し、その会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。
	比較可能性を高めるために、金利費用を構成要素別に区分した開示を要求する。

7. 2014 年 4 月の IASB 会議では、保険契約収益の表示に関する議論が行われ、次の内容が暫定決定された。
- 保険契約収益を包括利益計算書上に表示する（改訂 ED と同様）。
  - 保険料に関する情報が、収益について一般的に理解されている考え方と整合しない場合は、包括利益計算書上に表示することを禁止する。
8. また、2014 年 4 月の IASB 会議では、改訂 ED のコメント対象としていなかった一部の論点を今後、検討することが暫定決定された。検討スケジュールは、次のとおりである。

スケジュール	検討予定の論点
2014 年 5 月の IASB 会議	CSM の配分パターンに関するガイダンス
	重要な保険リスクに関するガイダンス
	ポートフォリオ移転及び企業結合に関する要求事項の単純化及び明確化
	固定料金サービス契約に対するオプションの提供
2014 年 6 月以降の IASB 会議	「会計単位」及び「ポートフォリオ」の明確化及び整合性の向上
	観察可能なデータがほとんど又は全くない場合の長期契約に係る割引率に関するガイダンス
	CSM の非対称な取扱いのために、保険契約と再保険契約との間で生じる会計上のミスマッチの軽減

(今後の予定)

9. IASB は、個別の論点に関する審議を次のとおり予定している。

スケジュール	論点
2014年9月 ASAF 会議の前に検討	有配当契約
	2014年4月のIASB会議で決定したコメント対象外の論点の検討
	CSM をアンロックする際のキャッシュ・フローの現在価値の算定に用いる割引率
2014年9月 ASAF 会議の後に検討	移行措置
	OCIに関するフォローアップ論点
	他のフォローアップ論点

10. IASB は、再審議を 2014 年中に完了した上で、2015 年に最終基準を公表する予定である。

(有配当契約に関するスタッフの分析及び ASAF 会議メンバーへの質問)

11. ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーの骨子は下表の通りである。

<p>(背景)</p> <p>(1) 有配当契約とは、保険契約における保険契約者に対する支払が基礎となる項目のリターンによって変動する契約をいう。</p> <p>(2) 改訂 ED は、有配当契約に対して、次の 2 つの処理を提案していた。</p> <p>① 一般原則に沿った処理：キャッシュ・フローを分割のうえ、基礎となる項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローに対して、割引率を更新する。</p> <p>② 例外処理（ミラーリング・アプローチ）：一定の要件のもと、保険負債の測定方法を基礎となる項目の測定方法に合わせる（キャッシュ・フローを分割する）。</p> <p>(3) 改訂 ED に対するフィードバック</p> <p>① 一般原則に沿った処理は、キャッシュ・フローを分割し、異なった割引率を適用することは、実務上、煩雑である。</p> <p>② ミラーリング・アプローチは、対象範囲について不明確である。また、対象範囲が狭いために会計上のミスマッチが全て解決されない。さらに、キャッシュ・フローの分割が困難である。</p> <p>③ 有配当契約に 2 つの処理を設ける必要はないため、一般原則に沿った処理を適用すればたりるとの代替案も示された。</p>
--

(代替案の検討)

- (4) ASAF ペーパーでは、改訂 ED の一般原則を有配当契約に適用する様々な代替案を検討している。
- (5) 同代替案は、有配当契約が基礎となる項目のリターンによって変動するという特性を有する契約である点に注目して、有配当契約の履行キャッシュ・フロー（保険契約者への支払金額の現在価値）を次の通り測定する。
- (1) キャッシュ・フロー（保険契約者への支払額）に、基礎となる項目のリターンの保険契約者シェアから発生するキャッシュ・フローを含める。
- (2) 割引率に、基礎となる項目のリターンへの依存性を反映させる
- (6) この結果、有配当契約の履行キャッシュ・フローは、基礎となる項目のリターン（保険契約者シェア）を反映したものとなる。即ち、基礎となる項目のリターン（保険契約者シェア）は、履行キャッシュ・フローにパス・スルーされることになる。
- (7) 一方、基礎となる項目のリターン（会社シェア）は最終的には会社の利益となるが、これを純損益で認識する処理と、CSM で認識する処理が比較検討されている。
- (8) また、オプション・保証の価値の変動に関しても、複数の代替案が示されている。

**(有配当契約に対する改訂 ED の一般原則の適用)**

12. 改訂 ED では、一般原則として、全ての保険契約（有配当契約も有配当契約以外の契約も）キャッシュ・フローの特性を反映した割引率で計算した履行キャッシュ・フローの現在価値で測定することを要求している（ビルディング・ブロック・アプローチ）。なお、改訂 ED では、特定の有配当契約に対してミラーリング・アプローチと称する例外規定を設けているが、本アジェンダ・ペーパーでは同例外規定は取り扱わない。改訂 ED の取り扱いは次表の通りである。

原則・例外	対象	測定
一般原則	有配当契約	ビルディング・ブロック・アプローチ
	有配当契約以外	有配当契約に対して、格別の規定はない。しかし、一般原則を有配当契約に適用するための指針が設けられている。
例外	一定の要件を満たす有配当契約	ミラーリング・アプローチ

13. 改訂 ED は、一般原則を有配当契約（ミラーリング・アプローチを適用するものを除

く) に適用するために以下の指針を設けている。

項目	契約全般	有配当契約への適用
履行キャッシュ・フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約から発生する全てのキャッシュ・フローに基づいて測定する。</li> <li>・ キャッシュ・フローの特性を反映した割引率を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎となる項目のリターンシェアから発生するキャッシュ・フローを含める。</li> <li>・ キャッシュ・フローの特性には、基礎となる項目のリターンに依存するという性質が含まれ、従って、割引率は資産依存性を反映する。 (リスク調整に関しては格別の規定なし)</li> </ul>
CSM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初認識において当初利得を発生させないように測定する。</li> <li>・ 事後認識においては、将来のサービスに係るキャッシュ・フローの見積りの修正を調整する。</li> <li>・ 投資リターンを支払うことはサービスではない。</li> </ul>	(格別の規定はない)
純損益に認識する金利費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初認識時の割引率を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初認識時の割引率を使用するが、キャッシュ・フローに影響を与える基礎となる項目のリターンの変動を反映するように割引率を更新する。</li> </ul>

**(有配当契約に対して、改訂 ED の一般提案を修正する可能性の検討)**

14. 以下では、アジェンダ・ペーパーに沿って、有配当契約に対して、改訂 ED の一般提案を修正する方向性（代替案）を説明する。
  
15. 基礎となる項目のリターンの変動のうち、会社シェア（最終的には会社の利益となる）と保険契約者シェア（保険契約者への支払）に関して、以下の代替案が検討されている。

資産側 基礎となる 項目	保険負債側（基礎となる項目の価値変動の結果生じるもの）			
	対象・シェア	改訂 ED	ある代替案	ある代替案
純損益	会社シェア 最終的には会社の利益	なし（資産側で純損益に認識したものをそのまま受け入れる）	CSM で調整（資産側で純損益に認識したものを CSM に振替）	n. a
	契約者シェア (CF) 契約者への支払額	純損益で認識	n. a.	CSM 又は 純損益・OCI

**（基礎となる項目のリターンの変動のうち会社シェアの処理の変更）**

16. 改訂 ED では、基礎となる項目のリターンの変動のうち会社シェアに対して格別の規定はない。投資リターンの提供はサービスではないことから、会社シェアを CSM の調整対象としていない。これに対して、ある代替案では、投資リターンの提供はサービスであり、同リターンは契約全体としての実績の不可分の要素であることから、CSM で調整すべきであると主張している。改訂 ED 及び代替案の対比は次表の通りである。

項目	改訂 ED	代替案
CSM の性格	保険契約におけるサービス提供に係る将来の未稼得利益	保険契約から発生する将来の未稼得利益 基礎となる項目の実績は、契約の全体としての実績の不可分の構成要素
投資リターンの提供	サービスではない。	サービスである。
基礎となる項目の会社シェアの処理	将来のサービスに関連する場合のみ、CSM で調整	CSM で調整
CSM の純損益への認識	保険カバー及びサービスの提供に応じて	ある種の契約においては、企業に帰属したときに（例 ボーナス宣言、手数料請求）認識する。

17. 代替案に対する反対論は以下の通り。

- (1) そもそも、投資リターンの提供はサービスではない。
- (2) 有配当契約と有配当以外の契約で、投資リターンの取り扱いが不整合となる。
- (3) 他の IFRS（特に IFRS 第 9 号）の取り扱いと不整合である。

- (4) 基礎となる項目を特定することが困難である。
- (5) 基礎となる項目のリターンと保険契約者への支払のリンクが不明瞭である。
- (6) CSM から純損益への認識パターンの検討が必要となる。

**(基礎となる項目のリターンの見積り変更から発生するキャッシュ・フロー（即ち、保険契約者シェア）の処理の変更)**

- 18. 改訂 ED は、基礎となる項目のリターンの見積りの変更から発生するキャッシュ・フロー（即ち、保険契約者シェア）の見積り変更は純損益で認識することを提案した。
- 19. これに対して、CSM で処理すべし、又は、純損益か OCI で認識すべきであると主張する者（代替案）もいた。

代替案	支持する論拠	問題点
CSM で調整	キャッシュ・フロー変動を全て CSM で調整した方が簡単である。	会計上のミスマッチが発生する（資産側は純損益で、保険負債側は CSM）。
純損益か OCI で認識	割引率変動の影響を純損益か OCI に表示する会計方針選択と整合させる。	（特に記載なし）

**(オプション・保証の価値変動の処理－ミラーリング・アプローチが適用される契約を含む)**

- 20. 改訂 ED では、オプション・保証（から発生する履行キャッシュ・フロー）は、「基礎となる項目に間接的に連動する履行キャッシュ・フロー」というカテゴリで取り扱われている。改訂 ED では、ミラーリングの対象となるかどうかで、オプション・保証の処理が異なっている（次表の通り）。

条件	処理
ミラーリング対象	基礎となる項目に間接的に連動する履行 CF の変動は、純損益で認識する。
ミラーリング対象外	基礎となる項目に間接的に連動する履行 CF の変動の処理に関して、格別の規定はなし。 （一般原則を適用すると）市場変数の変動から発生する変動は、包括利益計算書（基礎となる項目のリターンの見積り変更は純損益に、割引率変動の影響は OCI）に認識されることになる。

- 21. ミラーリング対象の時に、オプション・保証の変動を純損益に認識することに賛成する者もいた。デリバティブでヘッジしている場合、会計上のミスマッチを解消することや、IFRS 第 9 号のデリバティブの取り扱いと整合的であるからである。

22. しかし、多くの者は、ミラーリング適用か否かで処理が異なるという理由で反対した。

**(オプションと保証の価値の変動の代替案)**

23. オプションと保証の価値の変動は、キャッシュ・フロー見積りの変動要素と割引率変動要素の影響の合計である。しかし、実務的な理由から、オプションと保証を両要素に分解しないこととする。そのため、同変更を（全体として）どのように見るかに応じて、CSM か包括利益（純損益又は OCI）のいずれかで認識することになる。

24. 代替案の比較は以下の通りである。

代替案	支持する論拠	問題点
CSM で認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初認識時の処理と事後認識時の処理が整合する。CSM は、常に、契約からの未稼得利益合計を反映することになるからである。</li> <li>・OCI で認識されることを回避できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険内蔵のオプション・保証をヘッジするために、デリバティブ（これは FVPL で処理される）を購入した時に、会計上のミスマッチが発生することである。</li> </ul>
包括利益 （純損益又は OCI）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションと保証の価値の変動は（包括利益計算書で認識される）割引率変動の影響と類似している。</li> <li>・オプションと保証はサービスに関連しないので、CSM を調整すべきではない。</li> <li>・有配当契約以外の契約と同様に、これらは会計方針の選択により純損益か OCI に表示すべきである。</li> </ul>	（特になし）

**(質問事項)**

25. IASB は、有配当契約に対して別個のモデル<sup>1</sup>を開発すべきか？ もしそうなら、当該別個のモデルについて基礎となる原則は何か？

26. 基礎となる項目からのリターンのうち会社シェアは CSM で調整すべきか？（本資料

<sup>1</sup> 別個のモデルには、ミラーリング・アプローチや本資料第 14 項から第 19 項に記載している代替案も含まれると思われる（ASBJ 事務局注）。

第 16 項及び第 17 項参照)

27. オプションや保証に関して特別の要件を設定すべきか？また、その場合、オプションや保証の価値の変動についてどのように会計処理を行うべきと考えるか？（本資料第 20 項から第 24 項参照）

（保険契約専門委員会で示された主な意見）

28. 各質問に対して、5 月 19 日の保険契約専門委員会で示された主な意見は、次の通りである。

- (1) 質問 1（有配当契約に対して別個のモデルを開発すべきか）に関して
- 有配当契約の態様は、地域領域によって異なる。多様な契約に対応すると、モデルが複雑になることが懸念される。
  - 日本型の有配当契約に対しても考慮されるべきである。
  - キャッシュ・フローの分離など改訂 ED のモデルに内在する問題点を指摘すべきである。
- (2) 質問 2（基礎となる項目からのリターンのうち会社シェアは CSM で調整すべきか）に関して
- リターンの提供はサービスではなく、従って、会社シェアは純利益で認識すべきである。
  - 裁量権が大きい有配当契約では、基礎となる項目からのリターンのうち会社シェアで、将来の損失を吸収できる。従って、CSM で調整すべきである。
- (3) 質問 3（オプションや保証に関して特別の要件を設定すべきか）に関しては、特に意見は示されなかった。

### III. ASAF 会議への対応方針（案）

29. 専門委員会で示された意見を踏まえた、ASAF 会議における対応方針案は次の通りである。

#### 質問 1

IASB は、有配当契約に対して別個のモデルを開発すべきか？ もしそうなら、当該別個のモデルについて基礎となる原則は何か？

#### （ASAF 会議における対応方針案として現在検討中のもの）

30. 有配当契約の性質は、国や地域によって大きく異なる。このため、ある国や地域における保険契約を念頭に置いた場合に適切と考えられる会計上の取扱いが、他の国や地域の保険契約を念頭に置いた場合、必ずしも適切でない場合がありうる。例えば、我が国においては、保険会社が比較的大きな裁量権を有する有配当契約が生命保険会社の保有契約の殆どを占めている。
31. 今回のアジェンダ・ペーパーで検討されている有配当契約は、保険会社が有する裁量権が限定的な投資型の商品を想定しているように見受けられる。今回の論点の重要性に鑑みると、各国における有配当契約の多様性を踏まえて、保険契約に係る経済的実態を忠実に表現ができるよう、基準の最終化に向けた検討を進めて頂きたい。
32. 今回のアジェンダ・ペーパーで検討されているアプローチは、改訂 ED の一般モデルを有配当契約にも適用していくものと理解している。このアプローチを、裁量権が限定的な投資型の商品だけでなく、有配当契約全般に適用することが可能か否かについて検討を行う場合には、次の点について特に留意が必要と考える。
- 基礎となる項目や基礎となる項目とリターンとの対応関係について具体的な識別方法が明確ではない。当該アプローチを検討する場合、こうした点について明確化した上で検討を行うことが望まれる。
  - 基礎となる項目に対するリターンに直接連動するキャッシュ・フローとそれ以外のキャッシュ・フローを分割して、各々に異なる割引率を適用することが示唆されているが、当該方法は、2013 年に公表された改訂公開草案に対して、実務における適用の観点から強い懸念が示された点である。このため、当該方法について、実務上の適用の観点から慎重な検討を行うことが望まれる。
33. なお、所謂ミラーリング・アプローチについては、限定的ではあるが、パス・スルー型の有配当契約の経済的実態を忠実に表現できると考えている。このため、会計モデルが複数になることにより保険契約の会計上の取扱い全般が複雑になるという

指摘はあるものの、当該アプローチについて維持することも考えられる。

以 上